

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

定期監査の結果について

平成27年2月26日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 森 高 繁

監査委員 斉 藤 達 也

地方自治法第199条第4項の規定に基づく検査を執行した結果は次のとおりです。

1 監査の期日

平成27年1月26日

2 監査の対象

平成25年4月1日から平成26年9月30日までに執行された平成25年度上・下期分及び平成26年度上期分の財務に関する事務。ただし、平成25年度定期監査対象分を除く。

3 監査の結果

別紙のとおり

平成25年度上・下期
平成26年度上期分

神奈川県後期高齢者医療広域連合
定期監査 結果報告書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

結 果 報 告 書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査実施年月日

平成27年1月26日

3 準備監査期間

平成26年10月1日から平成26年12月26日まで

4 監査の対象

平成25年4月1日から平成26年9月30日までに執行された平成25年度上・下期分及び平成26年度上期分の財務に関する事務。ただし、平成25年度定期監査対象分を除く。

5 監査の方法

事前に各所管より関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

6 重点項目

今回の定期監査にあたっては、次の点に重点を置き、予算に対する実績は妥当であるか、経理事務について管理点検体制が確立され有効に機能しているか等の着眼点を定めて実施した。

- (1) 平成26～27年度に係る保険料率の算定内容及び平成26年度上半期までの執行状況の確認に関する事項
- (2) 資格管理事業費（被保険者証の一斉更新に係る費用等）に係る事項
- (3) 市町村への補助金支出に係る事項
- (4) 平成25年度末から平成26年度当初にかけての基金の財務処理
- (5) 一般競争入札の執行状況
- (6) 前回の定期監査（平成24年度及び平成25年度上半期分）において措置を求めた事項
- (7) 監査委員定例会において行った異例な支出等の通査及び平成25年度分の決算審査において監査委員が財務事務の見直し等を求めた場合における当該事項

7 平成25年度決算状況及び平成26年度予算執行状況

1) 平成25年度決算状況

(1) 歳入

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	調定額 B	収入額 C	予算との差 C - A	収入率 C / A
一般会計	2,295,629,000	2,295,612,838	2,295,612,838	△16,162	100.0
特別会計	735,290,175,000	724,981,762,267	724,981,739,247	△10,308,435,753	98.6

(2) 歳出

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	支出負担行為額	支出済額 B	不用額 A - B	執行率 B / A
一般会計	2,295,629,000	2,090,091,881	2,090,091,881	205,537,119	91.0
特別会計	735,290,175,000	704,734,390,889	704,734,390,889	30,555,784,111	95.8

2) 平成26年度予算執行状況 (平成26年9月30日現在)

(1) 歳入

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	調定額 B	収入額 C	予算との差 C - A	収入率 C / A
一般会計	2,316,134,000	1,578,288,696	957,104,946	△1,359,029,054	41.3
特別会計	755,075,286,000	378,958,068,226	374,193,785,751	△380,881,500,249	49.6

(2) 歳出

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	支出負担行為額	支出済額 B	不用額 A - B	執行率 B / A
一般会計	2,316,134,000	1,529,876,099	570,602,349	1,745,531,651	24.6
特別会計	755,075,286,000	748,407,362,381	303,037,746,020	452,037,539,980	40.1

※ 比率 (%) は、小数点以下第2位を四捨五入した。

8 監査の結果

今回の監査対象期間は、平成25年度及び平成26年4月から9月までである。ただし、平成25年度定期監査対象分は除いている。

今回の定期監査においては事業全般に係る財務事務を監査したが、法令等を遵守し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

特に、平成26年8月に実施された被保険者証の一斉更新の際には、財政調整基金の活用により、市町村の負担金を平準化することができ、また、平成24年8月に実施された前回の一斉更新に比べ、発送にかかる経費の削減に努めるなど、安定した財政運営に向けた取り組みは評価できる。

また、前回の定期監査において措置を求めた事項については、すべて改善されていることが確認できた。

一方、財務事務の一部に改善や検討が必要と認める事項もあり、これらの中には準備監査の時点で、すでに改善に向け着手している事項もあったが、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

1) 前回の定期監査において措置を求めた事項

(1) 物品の管理について

神奈川県後期高齢者医療広域連合物品管理規則第3条第1項及び第2項によると、各課の課長、係長はそれぞれ物品出納員、物品取扱員に充てられており、同規則第9条によると物品出納員は物品取扱員をして物品出納簿を備えて備品の出納の記録を行わなければならないとされている。

しかし、物品出納簿を確認したところ、すべての備品を総務課が管理しており、同規則第5条に基づく保管する物品及び帳簿の引継ぎ、事務引継書の作成、会計管理者への報告も総務課のみが行っていた。

そこでさらに広域連合事務局に確認したところ、これらの備品はすべて総務課が受け入れたものであることが判明した。備品を良好な状態で出納及び使用するためには、その管理は実際に使用する課が行うべきであり、総務課による受け入れ後には同規則第12条第1項ただし書きに基づく保管転換及び寄託を行うべきであった。

そこで、今後、広域連合が保有するすべての備品について使用状況を確認し、その使用状況に基づいた保管転換及び寄託を行うとともに、保管転換及び寄託に基づいた物品出納簿を備えるよう求めた。

その後の状況を確認したところ、使用状況に基づいた保管転換を行い、物品出納簿により適切な管理が行われていることが確認できた。

(2) 支出負担行為の遅延について

支出負担行為について伝票を確認したところ、支出負担行為を行ったとされる日に比べ、伝票に付随する番号が支出負担行為として整理する時期より

明らかに後に発番されているものがあつた。

そこで広域連合事務局に確認したところ、半数以上は契約の相手方の責による事務遅延が原因であつたものの、残りは職員が支出負担行為を失念していたことによる事務遅延であることが判明した。

今後は、事務引継の徹底や事務マニュアルの作成・更新など、組織的な対策を行い、同様の事態が生じないよう適切な支出事務を行うよう求めた。

その後の状況を確認したところ、事務引継を徹底し、支出事務に遅延がないよう事務局全体に周知することにより、職員の失念による事務遅延が生じていないことが確認できた。

2) 措置を求める事項

(1) 適正な支出事務について

請求書に基づく支払い事務については、支払遅延防止法にならい広域連合が請求書を受付してから30日以内に請求者に対して支払することとなっている。

今回散見された、広域連合の収受印が押印されていない請求書には、請求者が請求書を作成した日にちが記載されており、そこから30日以内に支払っていたため、支払の遅延は生じていなかった。

しかしながら、請求書を受付したときは、収受印を押すことが、行政文書管理規則に規定されているため、今後は、適正な事務処理を行うこと。

(2) 高額医療費負担金の適正な算定について

会計検査院から、高額医療費負担金の算定において、一部重複して算出していることや、収入の控除を適切に行っていないことについて、是正の処置を求められている。発生原因について確認したところ、事業実績報告書を提出する際、標準システムのレセプト抽出機能を利用するに当たり、年1回の抽出処理ではなく、月ごとの抽出処理を行っていたため、算定方法に相違があつたとの認識であつた。

しかしながら、後期高齢者医療制度は、高齢者医療費の増大を背景として創設され、実施されているものであり、高齢化の進展に伴ってその役割がますます重要になってきていることから、その適正で公平な制度運用が強く求められている。今後は、高額医療費負担金の適正な算定に努めること。

その他、軽微な指摘事項等があつたが、その都度関係者に是正させ、事務処理の改善について指導した。